

株式会社京都銀行・京都北都信用金庫・但馬信用金庫で  
借り入れされた融資用

## ◆京丹後市新型コロナウイルス感染症対策利子補給制度◆

京丹後市新型コロナウイルス感染症対策利子補給制度は、市内の中小企業者等が、新型コロナウイルス感染症が拡大する中事業資金を借り入れられ、その利子を支払われた場合に、支払った利子の一部を予算の範囲内で補助する制度です。

対象は以下のとおりとなりますので、よくご確認ください。

### 対象となる方

つぎのすべてに該当する中小企業者等の方です。

- ① 市内に住所を有する個人事業者(市外で事業を行う場合は、京丹後市税条例第23条第1項の規定に基づく市民税の納税義務者等)又は市内に所在地を有する法人事業者であること。
- ② 京都信用保証協会の保証対象業種を現に営んでいること。
- ③ 市税等(市税・延滞金及び督促手数料)の滞納がないこと。

### 対象となる融資

つぎの融資制度を利用して令和2年1月29日から令和5年3月31日までに新たに借入をされた融資

- ① 京都府中小企業融資制度
- ② 京丹後市商工業振興融資制度
- ③ 政府系金融機関融資制度

### 対象となる利子

令和7年1月1日から令和7年12月31日までに支払った利子

### 補給対象融資の算入限度額

利子補給の対象となる融資の額(融資残額)は、1億1,000万円です。

### 補給率と補給限度額

【補給期間】初回利子支払月から起算して72月となる月の末日まで

【補給率】借入利率のうち36月目までは0.46%

37月目からは0.23%

【補給限度額】1事業者あたり年100万円

### 申請書類及び方法

① 京丹後市利子補給金申請書(株式会社京都銀行・京都北都信用金庫・但馬信用金庫用)

② 承諾書兼手数料口座振替依頼書

①②の書類を、商工振興課(網野町網野385-1ら・ぽーと2階)又は市民局(網野市民局を除く)へご提出ください。なお、複数の金融機関で借り入れをされている場合は金融機関ごとに提出して下さい。

※利子支払証明は、申請書提出後に市が申請者の方に代行して各金融機関へ依頼します。

(各金融機関所定の「証明手数料」については、利子補給金振込後に申請者の指定口座からの口座振替によりご負担いただくかたちとなります。)

### 申請受付期間

令和8年1月5日(月)～1月30日(金)

### お問い合わせ先

京丹後市 商工観光部 商工振興課(69-0440)